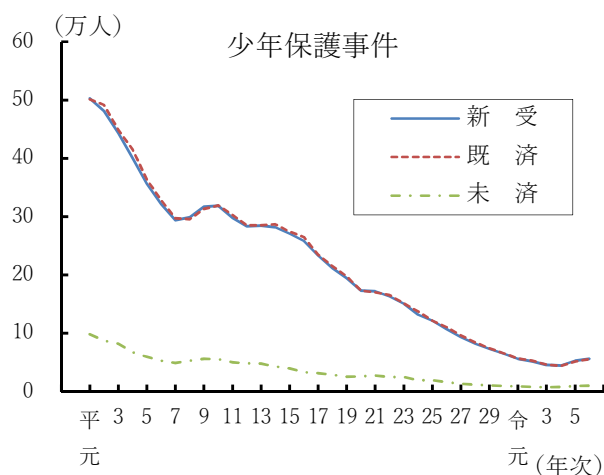


5 少年事件

§ 1 少年保護事件人員の歴年比較

年次	新受	既済	未済
平成元年	502,757	501,008	98,254
5	355,786	363,530	59,202
10	318,508	319,298	55,587
15	270,954	274,299	39,577
20	172,995	172,937	25,710
25	121,284	121,696	19,224
27	93,395	96,329	13,334
28	81,998	83,908	11,424
29	73,353	74,441	10,336
30	64,869	65,636	9,569
令和元年	56,408	56,959	9,018
2	51,485	52,620	7,883
3	45,873	46,527	7,229
4	44,629	43,802	8,056
5	52,642	51,155	9,543
6	56,259	55,722	10,080



§ 2 少年保護事件の終局事由別人員数（令和6年）

事件の種類		少年保護事件		
終局事由			一般保護事件	道路交通保護事件
検 察 官 送 致		2,922	1,093	1,829
	刑 事 処 分	1,772	318	1,454
	年 齢 超 過	1,150	775	375
保 護 処 分 （ 特 定 少 年 以 外 ）		6,216	4,969	1,247
保 護 観 察		5,012	3,829	1,183
児 童 自 立 支 援 施 設 等 送 致		113	111	2
少 年 院 送 致	第 1 種	1,075	1,013	62
	第 2 種	1	1	-
	第 3 種	15	15	-
保 護 処 分 （ 特 定 少 年 ）		6,753	4,653	2,100
保 護 観 察	施 設 収 容 あ り	4,543	3,407	1,136
	施 設 収 容 な し	1,372	440	932
少 年 院 送 致	第 1 種	802	770	32
	第 2 種	17	17	-
	第 3 種	19	19	-
知 事 又 は 児 童 相 談 所 長 送 致		106	104	2
	強 制	9	9	-
	非 強 制	97	95	2
不 処 分		8,770	7,719	1,051
審 判 不 開 始		21,046	15,858	5,188
移 送 ・ 回 付		5,344	4,293	1,051
従 っ た る 事 件		4,565	3,764	801
合 計		55,722	42,453	13,269

（注）「不処分」、「不開始」として処理される場合にも、家庭裁判所における調査、審判の過程で本人に対する訓戒などの教育的措置がとられることが多い。

§ 3 一般保護事件の既済人員－付添人の種類別－全家庭裁判所

		事件総数	総 数	付 添 人 有					付添人無
				弁 護 士			保 護 者	そ の 他	
				弁 護 士 総 数	う ち 私 選	う ち 国 選			
平成	11 年	78,186	3,443	3,149	3,149	-	61	233	74,743
	15	81,558	4,961	4,584	4,575	9	105	272	76,597
	20	54,054	5,004	4,765	4,314	451	52	187	49,050
	25	40,987	8,477	8,366	8,046	320	31	80	32,510
	27	32,740	7,437	7,350	4,011	3,339	29	58	25,303
	28	27,763	6,541	6,464	3,206	3,258	17	60	21,222
	29	24,603	5,944	5,871	2,747	3,124	11	62	18,659
	30	21,625	5,753	5,694	2,304	3,390	9	50	15,872
令和	元 年	19,588	5,099	5,045	1,973	3,072	9	45	14,489
	2	18,871	4,797	4,742	1,778	2,964	7	48	14,074
	3	16,239	4,214	4,170	1,602	2,568	11	33	12,025
	4	21,703	4,303	4,278	1,677	2,601	4	21	17,400
	5	27,033	5,293	5,260	1,862	3,398	5	28	21,740
	6	29,425	5,711	5,671	1,915	3,756	7	33	23,714

(注) 1 国選付添人制度は、平成 13 年 4 月 1 日から施行された。

2 次の事件を除いた数値である。

(1) 簡易送致事件

(2) (無免許) 過失運転致死傷事件、(無免許) 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、車両運転による業務上(重) 過失致死傷事件(平成 27 年以降の数値は過失致死傷事件を含む。)、自動車運転過失致死傷事件及び(無免許) 危険運転致死傷事件(いずれも令和 4 年 3 月以前終局分のみ)

(3) 移送・回付で終局した事件

(4) 既済事件として集計しないもの(従たる事件)

3 令和 4 年以降の数値は、上記 2(2)の事件の令和 4 年 4 月以降終局分の数値を含む。

令和 6 年の付添人選任状況等

